

「輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令等の一部改正に対する意見募集について」

[氏名 (連絡担当者)]	日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 橋本 弘二
[住所]	東京都港区芝公園3—5—8 機械振興会館401
[電話番号]	03—3431—9800
[FAX番号]	03—3431—0509
[電子メールアドレス]	hashimoto@jmcti.or.jp
コメント	
政省令	意見又は要望
貨物等省令第 2 条第 2 項第三号等	(確認事項) 貨物等省令第 2 条第 2 項第三号等で、「ふっ素樹脂」が「ふっ素重合体」に改正され、これを受け、運用通達の解釈規定において「ふっ素重合体 ふっ素の含有量が全重量の 35%を超えるふっ素重合体 (ゴム状のものを含む。)をいう。」が新設されている。 当該改正は「規制の明確化」を目的としたものか、あるいは「規制対象の拡大」を目的としたものか。
輸出令別表第 1 3 の 2 (1) 第 2 条の 2 第一号	(現状) ポテト・ <u>スピンドル</u> ・チュバー・ウイロイド (改正?) ポテト・ <u>ピンドル</u> ・チュバー・ウイロイド (意見) 記載漏れではないでしょうか。
輸出令別表第 1 7 (1) 第 6 条第一号ホ (2) 2 一	(意見・要望) 「フルスケールのレベルからフルスケールの 0.024%変化するまでのセトリング時間が 9 ナノ秒未満のもの」については、WA の規定 3.A.1.a.5.b.2.a が「A settling time less than 9 ns to 0.024% of full scale from a full scale step」となっていることから、「フルスケールのレベルからフルスケールの 0.024%に変化するまでのセトリング時間が 9 ナノ秒未満のもの」又は「フルスケールのレベルからフルスケールの 0.024%のレベルに変化するまでのセトリング時間が 9 ナノ秒未満のもの」とするのがよいと考えます。
輸出令別表第 1 7 (2) 第 6 条第二号ホ	(意見・要望) WA の規定 3.A.1.b.4 の改正に伴い、除外規定「(マイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器又は 40.5 ギガヘルツ以上 42.5 ギガヘルツ以下の動作周波数で使用するように設計した衛星放送用のものを除く。)」が削除されていますが、このうち「マイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器」に関する除外規定については改正されておらず、削除すべきではないと考えます。 (マイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器については、省令 6 条 2 号ハで規定されているため、除外されているもの。)

政省令	意見又は要望
輸出令別表第 1 8 第 7 条第三号チ	<p>(現状) 「デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数の<u>デジタル計算機</u>の間で…」</p> <p>(意見) 「デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数の<u>デジタル電子計算機</u>の間で…」 ではないでしょうか。</p>
輸出令別表第 1 9 (7) 第 8 条第九号の二	<p>(改正案) 「装置、電子組立品、モジュール又は集積回路であって、これらを用いることによつてのみ、第九号イからホまでのいずれか又は第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能を有していない装置又はプログラムが当該機能に到達し、又はこれを超えることを可能とするために設計又は改造したもの」</p> <p>(参考) WA の規定 5.A.2. b. System, equipment, application specific electronic assemblies, modules and integrated circuits, designed or modified to enable an item to achieve or exceed the controlled performance levels for functionality specified by 5.A.2.a that would not otherwise be enabled.</p> <p>(意見・要望) ①WA の規定 5.A.2.b の新設に伴い新設されたものですが、規定内容がわかりにくく、同様に新設された技術の規制である省令 21 条 1 項 16 号に合わせた以下のような表現にすべきと考えます。 「装置、電子組立品、モジュール又は集積回路であって、これらを用いることによつてのみ、ある装置又はあるプログラムが第九号イからホまでのいずれか又は第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能に到達し、又は超えることを可能にするように設計又は改造したもの」</p> <p>②改正案では、プログラムが含まれていることに奇異を感じますが、「……第九号イからホまでのいずれか又は第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能を有していないプログラムが ……」と読むものとした場合には、「～のいずれかに該当する貨物の有する<u>同等の機能</u>を有していないプログラムが」となるのではないのでしょうか。(原文にはありませんが)</p>

政省令	意見又は要望
輸出令別表第 1 1 0(3) 第 9 条第七号	<p>(現状) 「センサー用の光ファイバーであって、音響、温度、加速度、電磁気又は放射線の測定用のもの」</p> <p>(要望) 原文通りに規定されておらず、また運用通達にも解釈が無いため、規制範囲がセンサー用に使用できる光ファイバーは全て（例えば、データ伝送用など）規制されるものと誤解して解釈される。原文通りに規定し、無用な混乱を避けるようにして頂きたい。</p> <p>(参考) WA の規定 6.A.2. d.3. Optical sensing fibres specially fabricated either compositionally or structurally, or modified by coating, to be acoustically, thermally, inertially, electromagnetically or nuclear radiation sensitive. 「音響、温度、加速度、電磁気又は放射線に感度を有するように、組成的若しくは構造的に特別に製造された又はコーティングによって改造された光ファイバーセンサーだけが規制される。」 CISTEC が イタンス「センサー・レーザ・航法」より。）</p>
輸出令別表第 1 第 10 条第一号	<p>(改正案) 「加速度計であって、次のいずれかに該当するもの又は<u>その部分</u>」</p> <p>(意見) 「加速度計であって、次のいずれかに該当するもの又は<u>その部分品</u>」ではないでしょうか。</p>
輸出令別表第 1 1 3(5) 第 12 条第十三号	<p>(現状) ティップにおける周速が ……</p> <p>(意見) 第 12 条第十一号改正のチップシュラウドに合わせ「チップにおける周速が ……」とすべきではないでしょうか。</p>
外為令別表 9(1) 第 21 条第 1 項 第十六号	<p>(意見・要望) WA の規定 5.D.2.d 及び 5.E.2.b の新設に伴い新設されたものですが、このうち、プログラム (5.D.2.d) については「designed or modified」と規定されていますが、プログラム以外の技術 (5.E.2.b) についてはこの規定はないため、両者を分けて規定すべきと考えます。</p>

政省令	意見又は要望
外為令別表 9(3) 第21条第3項	(確認事項) 通信用に設計したマイクロ波用集積回路の設計又は製造に係る技術 第一号 ～ 第三号まで、及び第五号を削除していますが、WAの規定 5.E.1. では、 d.1 6GHz → 6.8GHz に 2 6GHz → 6.8GHz の規制値のみの変更であり、 3から6までは変更されていませんが、それで宜しいでしょうか。
外為令別表 9(4) 第21条第4項	(改正案) 超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術 4 削除 (意見) WAの規定 5.E.1.e. では削除されておらずWAと相違があります。 仮に、省令を削除するなら政令外為令別表の9(4)及びそれに関連する運 用解釈も削除すべきではないでしょうか。止むを得ず、省令を削除し、外為 令別表の9(4)を残さなければならない場合、外為令別表の9(4)に対 応する省令がないことを何らかの方法で明確にしなければ、該非判定におい てかなりの混乱が生じるものと思われます。

運用通達	意見又は要望
運用通達（解釈） 5	<p>(改正案?) 「貨物等省令第4条第十三号イ中のビスマレイミド、…(中略)…又は<u>芳香族オリエーテルイミド</u>」 (意見) 「又は<u>芳香族ポリエーテルイミド</u>」の誤りではありませんか。</p>
運用通達（解釈） 6	<p>(現行) ・貨物等省令第5条第八号イの規定 「電子計算機又は …… であつて、<u>国際規格で定める測定方法により空間の測定精度を測定した場合に、走査範囲内のいずれかの測定点において、測定軸のマイクロメートルで表した最大許容長さ測定誤差 ……</u>」 ・解釈の規定 「貨物等省令第5条第八号イ中の<u>国際規格で定める測定方法により測定した場合の最大許容長さ測定誤差</u>」 (意見) アンダーラインの部分が貨物等省令第5条第八号イ中の文言と異なりますがそれで宜しいのでしょうか。</p>
運用通達（解釈） 7	<p>(改正案) 「貨物等省令第6条第一号ホ(一)中のアナログデジタル変換用の<u>集積回路</u>」 (意見) アンダーラインの部分は貨物等省令第6条第一号ホ(一)では「アナログデジタル変換用の<u>もの</u>」となっていますが、<u>集積回路</u>のままで宜しいのでしょうか。</p>
運用通達（解釈） 8	<p>(現行の解釈) 「デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するように設計した装置」 (意見) 省令第7条第三号チに「…… データを転送するように設計した、<u>デジタル電子計算機の附属装置</u>であつて、……」のようにアンダーライン部分が追加されましたので、現行の解釈も省令に合わせての改正が必要ではないでしょうか。 因みに、省令の「設計した、<u>デジタル電子計算機</u>」の「、」を挿入したことに意味があるのでしょうか。</p>

運用通達	意見又は要望
運用通達（解釈） 9	<p>（改正案）</p> <p>第 8 条第九号ヨ（除外規定）に関する解釈について</p> <p>ヨ（一）「使用者によって当該暗号機能を使用することができないものをいう。」</p> <p>ヨ（二）「使用者による暗号機能の使用が可能になるものをいう。」</p> <p>（意見）</p> <p>（一）と（二）の違いが分かりにくいいため、ヨ（二）の“暗号機能有効化”の定義をWAに倣って明確化していただきたい。</p> <p>（参考）</p> <p>WAの規定 Definitions</p> <p>“Cryptographic activation” とは、</p> <p>Any technique that activates or enables cryptographic capability, via a secure mechanism that is implemented by the manufacturer of the item and is uniquely bound to the item or customer for which the cryptographic capability is being activated or enabled (e.g., a serial number-based license key or an authentication instrument such as a digitally signed certificate).</p>
運用通達（解釈） 10	<p>（意見）</p> <p>「走査を行うときの分解能」～「走査範囲」の解釈が追加されましたが、解釈の挿入場所が上下とも「(略)」となっており不明です。</p> <p>現行の「水中の任意の位置に設置することができる」の解釈の後になるのでしょうか。</p>
運用通達（解釈） 10	<p>（意見・要望）</p> <p>省令第 9 条第一号ロの「受信機能を有するもの」に関する解釈については、その元となっている WA の規定 6.A.1.a.2 の「(receiving, whether or not related in normal application to separate active equipment)」が削除されたため、削除する必要があるかもしれません。</p>
運用通達（解釈） 全般	<p>（意見・要望）</p> <p>輸出令別表第 1 の 5～14 項に「医療用に設計された装置」除外規定が追加されました。</p> <p>①人以外の動物用の医療用装置も除外されると考えて宜しいか。</p> <p>②WAの Very Sensitive List は DUAL-USE LIST (LIST OF DUAL-USE GOODS AND TECHNOLOGIES に含まれるものであることから、医療用を規制除外する WA の規定 (Statement of Understanding の” equipment specially designed for medical end-use that incorporates an item controlled in the Dual-Use List is not controlled”) から 15 項においても規制除外にして良いと考えられます。</p>

以上